

由利本荘市公告第19号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年2月10日

由利本荘市長 湊 貴 信



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

- 2 縦覧場所 ・ 由利本荘市産業振興部農山漁村振興課
・ 由利本荘市のホームページ
(<https://www.city.yurihonjo.lg.jp/1001504/1002138/1002151/1008722/1003420.html>)

- 3 本公告により、由利本荘市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

(備考)

- 1 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。